

部活動に係る運営方針

令和5年4月
仙台市立桜丘中学校

令和5年度 部活動運営方針

仙台市立桜丘中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

心豊かに自ら学び、未来に向かって

たくましく生きる生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てる。
- (2) 部活動を通して、本校生徒が運動や文化活動を楽しむことで望ましい生活習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進しようとする本校生徒を育てる。
- (3) 部活動を通して、本校生徒の将来の夢を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、達成感や成就感を味わうことで豊かな人間性と社会性を身に付けた本校生徒を育てる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①部活動顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②部活動顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会・コンクール日程等を明示する。
- ③部活動顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ①本校の部活動運営方針並びに各部の年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月の活動計画の作成

- ①部活動顧問は、活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール日程等）を作成する。

(4) 毎月の活動計画の通知

- ①部活動顧問は、活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ①部活動顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部活動

①令和5年度は下記の運動部・文化部を設置することとする。

運動部種目	男子	女子	運動部種目	男子	女子	文化部種目	男子	女子
陸上競技	○	○	卓球	○		吹奏楽	○	○
野球	○	○	バドミントン		○	美術	○	○
バスケットボール	○	○	剣道	○	○			
サッカー	○	○						
バレーボール		○						
ソフトテニス	○	○						

②部活動顧問については別紙にてお知らせする。

③外部指導者・部活動指導員等については、諸手続を経て配置するものとする。

(2) 保護者への説明

①部活動ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会・コンクール等について理解と協力を得る。

②部活動顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 平日の活動時間

①平日の活動は原則、帰りの会終了後から16時45分までとし、長くとも2時間程度とする。ただし、学校施設の関係から下記のことを認める。

ア 年間を通して17時30分までの延長を認める。

※延長する場合は、生徒・保護者の承諾を得て、延長願を提出する。

イ 部活動の再延長については、18時00分までとし、期間は中総体1か月前から市中総体終了までと、夏休み明けから新人大会終了までとする。ただし、県大会に出場の決まった部については、県大会終了まで同様の扱いとする。

※体育館使用の部は、年間を通して18時00分までの再延長を認める。ただし、体育館の使用割り当てがある日のみとする。

※再延長する場合は、生徒・保護者の承諾を得て、再延長願を提出する。

※1年生においては、選手以外は、中総体までは17時30分に下校させる。

ウ 吹奏楽部の再延長については、コンクール等の1ヶ月前から前日までの再延長を認める。

②完全下校は、活動終了時刻から15分後とする。

(2) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

①長くとも3時間程度とする。

②練習試合および大会参加の場合は3時間以上の活動も認め、適宜休憩を取ることとする。

(3) 学期中の活動中止と休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

①期末考査5日前、中間考査4日前、実力考査1日前から活動を中止する。

②顧問の不在の場合は、原則として活動を中止する。

③学期中は、週2日以上休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

④土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(4) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(5) 朝練習の制限

- ①朝練習については、中総体と新人大会、また県大会の1ヶ月前から前日まで、吹奏楽部に関してはコンクール1ヶ月前から前日までとする。
※朝練習する場合は、生徒・保護者の承諾を得て、朝練習願を提出する。
- ②時間は7時30分から8時10分までとし、練習後は必ず制服に着替えるものとする。
- ③同一の部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ④施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ①年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。
※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確認し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ①生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ①活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ①体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 大会参加について

(1) 参加する大会・コンクール等の精選

- ①部活動顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟及び吹奏楽連盟等が主催または共催する大会・コンクールを基本とし、本校として参加する大会・コンクール等を精選するよう努める。
- ②部活動顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会・コンクールや校外で行う練習試合等への移動手段

- ①本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。